

環境関連法情報 2012年3月

1. 法令情報

1.1. 大気汚染防止法施行規則施行令及び特定工場における公害防止管理者の整備に関する

法律施行令の一部を改正する政令 <政令第28号> (2012.2.10公布) (2012.4.1施行)

一般粉じんに関する規制に係る事務及び一般粉じん発生施設に関する公害防止管理者等に係る事務が、都道府県知事等及び政令で定める市の長の処理から特例市の長の処理へ移譲されました。

<参考>官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20120210/20120210h05736/20120210h057360002f.html>

1.2. 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

<経済産業省・環境省令第1号> (2012.1.31公布) (2012.2.1施行)

使用済み自動車の事前回収部品に、可燃性電解液を使用しているリチウムイオン電池とアルカリ性電解液を使用しているニッケル・水素電池が加えられました。

また、リサイクル料金の返還手続きの円滑化等を図るため、輸出取戻し申請の添付書類に、改正前の船舶に加えて航空機による運送契約の書類が、改正前の輸出末梢仮登録証明書又は輸出予定届出証明書に加えて書類紛失時に再発行可能な登録事項等証明書や検査記録事項等証明書が、追加されました。

<参考>官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20120131/20120131h05728/20120131h057280002f.html>

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14503>

1.3. 労働安全規則の一部を改正する省令 <厚生労働省令第9号> (2012.1.27公布) (2012.4.1施行)

機械譲渡時における機械の危険情報の提供の促進と職場における自主的化学品管理の促進を目的に、機械による危険性等の通知、危険有害化学物質等に関する危険性又は有害性等の表示（名称、成分、人体に及ぼす作用、労働者に注意を喚起する標章）等に関する規定が追加されました。

<参考>官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20120127/20120127h05726/20120127h057260002f.html>

<参考>厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001yx87.html>

1.4. 工場立地に関する準則の一部を改正する件

<財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省告示第1号> (2012.1.31公布、同日施行)

従来工場立地法では、電気供給業は敷地面積に対する生産施設の面積率の上限が50%でしたが、このうち一定規模以上の太陽光発電施設に限り、生産施設の面積率の上限が75%と1.5倍に緩和されました。

<参考>経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2011/01/20120131001/20120131001.html>

1.5. 火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示

<経済産業告示第14号> (2012.2.3公布、同日施行)

従来から火薬類取締法の一部の火工品は、適用除外火工品として火薬類取締法施行規則第1条4第7号は安全上問題がないものとして経済産業大臣が指定するもので、現在45品目（うち18品目は自動車に用いる火工品）であり、異なる用途の都度、新たに指定が行われるなどの重複が発生していました。従来17本の個別適用除外指定告示を廃止して1本化し、自動車に用いる適用除外火工品の指定用件を整理し、これに当てはまらないもの（シートベルト、エアバック等）については別途列記し、指定されました。

<参考>官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20120203/20120203g00026/20120203g000260045f.html>

<参考>経済産業省ホームページ

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620111056&Mode=0>

1.6. 事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針
＜内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛省告示第1号＞ (2012.2.9公表)

従来の事業部門の指針に加え、廃棄物処理部門の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制に関する事項が定められました。

＜参考＞官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20120209/20120209g00030/20120209g000300001f.html>

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14797>

2. 一般情報

2.1. 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の同意について (2012.1.27 環境省)

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における第7次水質総量削減について、環境大臣が同意したため、水質汚濁防止法第4条に基づき、関係都府県において、総量削減計画に併せて総量規制基準が公示される予定です。

指定地域内の日平均排水量50m³以上の特定事業所が対象で、2012.5.1.以降に新・増設される工場・事業場に対してはその日から、その他の工場・事業場に対しては2014.4.1から適用となる予定です。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14755>

2.2. 改正環境影響評価法等の全国説明会の開催及び参加募集について (2012.2.13 環境省)

交付金の交付対象事業の法対象事業への追加、方法書段階における説明会開催の義務化、事業の早期段階における計画段階配慮書の手続及び環境保全措置等の報告・公表の手続の新設等が織り込まれた、境影響評価法の一部を改正する法律が2011.4.27に公布され、2012.4.1からその一部が施行されます。

環境影響評価法、同法施行令及び同法施行規則等の改正事項や東日本大震災復興特別区域法における環境影響評価法の特例規定を解説する説明会が、2～3月に全国5箇所で開催されるので、環境省では参加希望者（事前登録制）を募集しています。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14812>

2.3. 風力発電事業の環境影響評価法対象事業化に伴う経過措置に係る書類であって作成の根拠が条例等であるものの指定に対する意見の募集について (2012.2.10 環境省) (2012.10.1 施行予定)

2012.10.1より、風力発電所の設置又は変更の工事業が環境影響評価法の対象事業に追加されることに伴い、環境影響評価法第53条第2項に定められた、既に条例や行政指導等に基づいて環境影響評価手続を進めていた事業者が、手続の途中段階から法の手続に移行できるよう、地方公共団体の条例や行政指導等に基づいて作成された書類を指定する告示案について、環境省では2012.3.12まで意見の募集をしています。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14810>

2.4. 使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定に関する省令の一部を改正する省令案等に対する意見の募集について (2012.2.20 環境省) (2012.4.1 施行予定)

2012.4.1より施行される民法等の一部を改正する法律により、法人も未成年者の法定代理人となることが可能となったことを受け、下記4省令について、従来規定の無かった法定代理人が法人の場合の役員の欠格要件を追記して、2012.4.1から施行される予定です。環境省では、2012.3.21まで意見の募集を行っています。

- ・使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定に関する省令
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する施行規則
- ・特定家庭用機器再商品化法施行規則
- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14851>

2.5. 2012年度の太陽光発電促進付加金（太陽光サーチャージ）の単価の確定に伴う

電気料金の認可について (2012. 1. 25経済産業省)

2009. 11から開始された「太陽光発電の余剰電力買取制度」について、2012年度に適用される太陽光発電促進付加金（太陽光発電設備の余剰電力買取の実績増加費用）の単価が認可され、公表されました。

〈参考〉経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2011/01/20120125005/20120125005.html>

2.6. 改正水質汚濁防止法全国説明会の追加開催及び参加募集について (2012. 2. 3環境省)

先月の全国説明会の情報に対し、既に定員締切りになった開催地に、3月に追加説明会が開催されます。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14775>

2.7. 2010年度の大気汚染防止法の施行状況の調査結果の概要について (2012. 2. 10 環境省)

ばい煙発生施設及び揮発性有機化合物排出施設数は2011. 3. 末現在において217, 169及び3, 552施設〔対前年度比△1, 526及び△61件〕、立入検査は24, 710件〔同△370件〕、行政処分が3件〔同△3件〕、勧告・行政指導は1, 453件〔同+449件〕でした。特定粉じん排出等作業（吹付け石綿等が使用されている建築物の解体等の作業）の実施届出件数は、9, 851件〔同△1, 576件〕であり、本作業に係る立入検査件数は6, 046件で、届出数の61. 4%〔同+2. 7%〕、でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14806>

2.8. 環境にやさしい企業行動調査の結果について (2012. 1. 27 環境省)

1991年度から継続している環境省のアンケート調査です。環境に関する取組状況等、環境マネジメントシステム等の監査・認証等、子会社・取引先との関係、環境会計、情報開示・コミュニケーション、環境ビジネス、地球温暖化防止対策、生物多様性の8項目について、2010年度の結果が公表されました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14752>

2.9. 化学物質総合情報提供システム（CHRIP）のデータ更新 (2012. 1. 31 製品評価技術基盤機構)

今回は、労働安全衛生法・変異原性点検（2011年11月通知）、REACH-SVHC候補リスト（2011年12月19日更新分の反映）、TSCA/SNUR重要新規利用規則（2011年12月5日更新分の反映）、OECD/HPV（2011年11月更新分までの反映）、IRIS（2011年11月18日更新分までの反映）、オーストラリアPEC Assessment Reports（2011年11月更新分の反映）、NTP長期試験レポート（2011年12月更新分までの反映）、日本産業衛生学会作業環境許容濃度・発がん性（2011年版の評価結果反映）、EPA発がん性（2011年11月18日更新分までの反映）のデータが更新されました。

〈参考〉製品評価技術基盤機構ホームページ

<http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/oshirase/html/CHRIPver20120131.html>

以上